

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：新明和工業（株）
住所：兵庫県宝塚市新明和町 1－1

2. 指名停止措置期間 自 令和 7 年 11 月 21 日 2 ヶ月
 至 令和 8 年 1 月 20 日

3. 事実概要
新明和工業（株）は、かねてから、月 1 回の頻度で開催する極東開発工業（株）との部長級の者の会合において、特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行っていたところ、鋼材等の特定特装車製品の原材料の価格が高騰していたことから、遅くとも令和 4 年 2 月 4 日までに、同年 4 月 1 日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることが合意した。
加えて、令和 4 年 4 月以降も、鋼材等の価格が引き続き高騰していたことから、遅くとも令和 5 年 2 月 7 日までに、同年 4 月 1 日以降に販売する特定特装車製品のうち特に販売価格の引上げが上げが必要であった塵芥車（じんかいしゃ）に取り付けられる架装物及びテールゲートリフタの販売価格を更に引き上げることが合意した。
令和 7 年 9 月 2 4 日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第 2 条第 6 項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第 3 条の規定に違反するものであるとして公表した。

4. 指名停止措置理由
上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 5 9 年 3 月 2 9 日付け建設省厚第 9 1 号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第 2 第 5 号に該当する。

＜指名停止措置要領別表第 2 第 5 号＞

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第 12 号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2 ヶ月以上 9 ヶ月以内

○問い合わせ先
国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司
茨城県つくば市旭 1 番地 電話 0 2 9－8 6 4－0 5 6 4